

# 平成29年度 第4回新居浜市地域公共交通活性化協議会

## 次 第

○日時 平成30年1月19日(金) 14:00～

○場所 新居浜市役所 3階 応接会議室

### 1. 開 会

### 2. 協議事項

- (1) 新居浜市地域公共交通網形成計画の策定について
- (2) 平成29年度地域公共交通確保維持改善事業(平成28年10月～平成29年9月分)の事業評価(案)について
- (3) 平成29年度地域公共交通調査事業(計画策定)の事業評価(案)について

### 3. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第21号	規約第5条第11号	会 長	新居浜市	副市長	寺田 政則
				経済部長	鴻上 浩宣
法第6条第22号	規約第5条第12号		新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	田所 秀志
			瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝
			愛媛県バス協会	専務理事	稲荷 和重
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志
	規約第5条第13号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	白石 昌史
	規約第5条第3号		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	森本 英二
法第6条第23号	規約第5条第14号		新居浜警察署	交通課長	田村 修也
	規約第5条第15号	副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
			新居浜市老人クラブ連合会	事務局長	三木 博喜
			新居浜市女性連合協議会	総務	今村 美鈴
	規約第5条第16号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	地域福祉課長	越智 千鶴子
		監 事	新居浜商工会議所	産業創出課長	矢野 英司
			新居浜市医師会	理事	永易 大典
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			愛媛県東予地方局総務企画部	地域政策課長	中川 美奈子
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査)	谷本 昌啓
	首席運輸企画 専門官 (総務・企画観光)	山下 文明			

事務局

事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	宮崎 司
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	安永 亮浩
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	正岡 大典
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	町田 京三
事業担当・出納員	新居浜市経済部運輸観光課	係長	二宮 由佳

協議事項（１）新居浜市地域公共交通網形成計画の策定について  
資料１、資料２、資料３（当日配布予定）、資料４

協議事項（２）平成２９年度地域公共交通確保維持改善事業（平成２８年１０月～平成２９年  
９月分）の事業評価（案）について

別添 1

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

平成30年 1月 日

協議会名：新居浜市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名：陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 （特記事項を含む）
事業者名：備東雲タクシー 運行系統名：川東エリア	川東エリア	平成28年10月から要望の 多かった土曜日午前中（1 ～5便）の運行を新たに実 施したことで利用者の更な る増加につながった。	A 計画どおり事業は適切に 実施された。	A 平成28年10月から29年 9月までの一日当たりの 利用者数は、58人の目 標に対し75.6人、一台 当たりの利用者数は2.3 人の目標に対し2.4人、 運行率は58%の目標に 対して73.2%であり、計 画に位置付けられた目 標を達成している。	利用者数を維持していく ため、積極的な広報や説 明会を行うとともに、運行 日や行き先として指定で きる施設の整理等につい て検討する。
事業者名：備光タクシー 運行系統名：上部東エリア	上部東エリア		A 計画どおり事業は適切に 実施された。		
事業者名：中萩タクシー（備） 運行系統名：上部西エリア	上部西エリア		A 計画どおり事業は適切に 実施された。		

【評価項目の評価基準】

④事業実施の適切性

- A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
- B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
- C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

⑤目標・効果達成状況

- A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した（する見込み）
- B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった（一部達成できない見込み）
- C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった（達成できない見込み）

## 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

2018/1/

協議会名:	新居浜市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	本市は、バス交通が利用できない地域が人口ベースで約4割と高い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存している。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくる事が明らかであることから、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系の確保を目指す。

## ※フィーダー系統概要 別紙①

協議事項（3）平成29年度地域公共交通調査事業（計画策定）の事業評価（案）について  
 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定に係る事業）

平成30年 1月 日

協議会名:新居浜市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名:地域公共交通調査事業(計画策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通網形成計画等の計画策定に向けた方針
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の公共交通に関する現況調査</li> <li>・地域住民のニーズ把握</li> <li>・利用実態調査</li> </ul> <p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的データの整理、現況調査などにより、地域の公共交通の状況を整理した。</li> <li>・住民へのアンケート調査により、移動の手段や流動等を把握することができた。</li> <li>・利用実態調査により利用目的・利用頻度・満足度等を把握することができた。</li> <li>・地域に適した、持続可能な公共交通網の形成について検討し、協議会に諮るための計画素案を作成。</li> <li>・今後の協議会の検討を経て、地域公共交通網形成計画として最終的に取りまとめる。</li> </ul>	A	<p>【計画策定に向けた方針】</p> <p>将来のまちづくりと一体となった、使いやすい持続可能な公共交通網を形成するため、都市機能誘導区域(案)内の都市拠点を結ぶ「基幹公共交通軸」、郊外部と拠点を結ぶ「支線軸」を設定し、基幹公共交通軸や支線軸までアクセスする「デマンド交通」を合わせた3つによるネットワークの形成を目指す。</p>

## 【評価項目の評価基準】

## ②事業実施の適切性

- A:事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された  
 B:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった  
 C:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

## ※地域公共交通調査事業概要 別紙②

**参考**

**デマンドタクシーの利用状況等について**

○登録者数（12月末日現在）

上部西エリア 729世帯 1,097人  
 上部東エリア 611世帯 940人  
 川東エリア 647世帯 1,001人 計 1,987世帯 3,038人  
 ※年齢構成 50代まで 318（10.5%） 60代以上 2,720（89.5%）

○これまでの利用状況

平成22年度 計（運行日数 56日）

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	142人	86人	1.5人	91台	0.9人
上部東エリア	171人	95人	1.7人	87台	1.1人
川東エリア	76人	47人	0.8人	45台	1.0人
	389人	228人	4.1人	223台	1.0人

※利用者内訳 大人193人 障がい者35人 利用料収入 105,250円

平成23年度上半期（4月～9月） 計（運行日数 124日）

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	267人	237人	1.9人	210台	1.1人
上部東エリア	231人	231人	1.9人	214台	1.1人
川東エリア	103人	158人	1.3人	138台	1.1人
	601人	626人	5.0人	562台	1.1人

※利用者内訳 大人458人 障がい者168人 利用料収入 271,000円

平成23年度下半期（10月～3月） 計（運行日数 120日）

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	322人	676人	5.6人	588台	1.1人
上部東エリア	269人	569人	4.7人	500台	1.1人
川東エリア	113人	288人	2.4人	227台	1.3人
	704人	1,533人	12.7人	1,315台	1.2人

※利用者内訳 大人912人・大人割引者621人・小人0人

割引内訳 障がい者割引 本人504人・介護7人 療育割引 本人1人  
 精神保健割引 本人1人特定疾患割引 本人33人・介護12人  
 運転免許自主返納者割引 63人

利用料収入 611,250円

平成 24 年度上半期(4 月～9 月) 計 (運行日数 125 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	351 人	1,051 人	8.4 人	767 台	1.4 人
上部東エリア	282 人	619 人	5.0 人	498 台	1.2 人
川東エリア	114 人	290 人	2.3 人	248 台	1.2 人
	747 人	1,960 人	15.7 人	1,513 台	1.3 人

※利用者内訳 大人 1052 人・大人割引者 906 人・小人 0 人・無料乳幼児 2 人  
 割引内訳 障がい者割引 本人 608 人・介護 21 人 療育割引 本人 4 人  
 特定疾患割引 本人 23 人・介護 5 人  
 運転免許自主返納者割引 245 人

利用料収入 752,500 円

平成 24 年度下半期(10 月～3 月) 計 (運行日数 120 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	364 人	1,198 人	10.0 人	818 台	1.5 人
上部東エリア	298 人	844 人	7.0 人	586 台	1.4 人
川東エリア	114 人	333 人	2.8 人	261 台	1.3 人
	776 人	2,375 人	19.8 人	1,665 台	1.4 人

※利用者内訳 大人 1,303 人、大人割引者 1,069 人  
 割引内訳 障がい者割引 本人 697 人・介護 29 人  
 療育割引 本人 13 人・介護 10 人 精神保健割引 本人 2 人  
 特定疾患割引 本人 27 人・介護 20 人  
 運転免許自主返納者割引 271 人  
 小人 1 人、小人割引者 2 人(障がい者介護)

利用料収入 919,260 円 (※小人の内 2 人は割引者：130 円で計算)

平成 25 年度上半期(4 月～9 月) 計 (運行日数 125 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	373 人	1,457 人	11.7 人	888 台	1.6 人
上部東エリア	313 人	1,116 人	8.9 人	700 台	1.6 人
川東エリア	116 人	481 人	3.8 人	360 台	1.3 人
	802 人	3,054 人	24.4 人	1,948 台	1.6 人

※利用者内訳 大人 1,624 人、大人割引者 1,430 人  
 割引内訳 障がい者割引 本人 1031 人・介護 41 人  
 精神保健割引 本人 3 人  
 特定疾患割引 本人 39 人・介護 13 人  
 運転免許自主返納者割引 303 人

利用料収入 1,169,500 円

平成 25 年度下半期(10 月～3 月) 計 (運行日数 119 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	631 人	2,066 人	17.0 人	1,039 台	2.0 人
上部東エリア	576 人	2,120 人	17.8 人	1,001 台	2.1 人
川東エリア	565 人	1,168 人	9.8 人	663 台	1.8 人
	1,772 人	5,354 人	45.0 人	2,703 台	2.0 人

※利用者内訳 大人 2,725 人、大人割引者 2,629 人  
 割引内訳 障がい者割引 本人 1,616 人・介護 160 人  
 特定疾患割引 本人 41 人・介護 23 人  
 運転免許自主返納者割引 789 人

利用料収入 2,019,750 円

平成 26 年度上半期(4 月～9 月) 計 (運行日数 125 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	683 人	2,483 人	19.9 人	1,195 台	2.1 人
上部東エリア	617 人	2,460 人	19.7 人	1,094 台	2.2 人
川東エリア	616 人	1,738 人	13.9 人	810 台	2.2 人
	1,916 人	6,681 人	53.5 人	3,099 台	2.2 人

※利用者内訳 大人 3,634 人、大人割引者 3,047 人  
 割引内訳 障がい者割引 本人 1,697 人・介護 167 人  
 特定疾患割引 本人 57 人・介護 27 人  
 運転免許自主返納者割引 1,099 人

利用料収入 2,578,750 円

平成 26 年度下半期(10 月～3 月) 計 (運行日数 119 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	771 人	2,639 人	22.2 人	1,211 台	2.2 人
上部東エリア	698 人	2,501 人	21.0 人	1,108 台	2.3 人
川東エリア	740 人	2,065 人	17.4 人	861 台	2.4 人
	2,209 人	7,205 人	60.8 人	3,180 台	2.3 人

※利用者内訳 大人 3,670 人、大人割引者 3,535 人  
 割引内訳 障がい者割引 本人 2,045 人・介護 146 人  
 療育手帳 本人 4 人 被爆者健康手帳本人 6 人  
 特定疾患割引 本人 41 人・介護 25 人  
 運転免許自主返納者割引 1,268 人

利用料収入 2,718,750 円

平成 27 年度上半期(4 月～9 月) 計 (運行日数 123 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	851 人	2,763 人	22.5 人	1,242 台	2.2 人
上部東エリア	748 人	2,671 人	21.7 人	1,196 台	2.2 人
川東エリア	786 人	1,998 人	16.2 人	878 台	2.3 人
	2,385 人	7,432 人	60.4 人	3,316 台	2.2 人

※利用者内訳 大人 3,822 人、大人割引者 3,600 人・小人 8 人・無料乳幼児 2 人  
 割引内訳 障がい者割引 本人 2,122 人・介護 127 人  
 療育手帳 本人・28 人 被爆者健康手帳 本人 8 人  
 特定疾患割引 本人 27 人・介護 17 人  
 運転免許自主返納者割引 1,271 人

利用料収入 2,813,000 円

平成 27 年度下半期(10 月～3 月) 計 (運行日数 120 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	920 人	3,206 人	26.7 人	1,350 台	2.4 人
上部東エリア	790 人	2,848 人	23.7 人	1,249 台	2.3 人
川東エリア	851 人	2,074 人	17.2 人	895 台	2.3 人
	2,561 人	8,128 人	67.7 人	3,494 台	2.3 人

※利用者内訳 大人 3,841 人、大人割引者 4,285 人・小人 0 人・無料乳幼児 2 人  
 割引内訳 障がい者割引 本人 2,386 人・介護 170 人  
 療育手帳 本人・35 人 被爆者健康手帳 本人 1 人  
 精神障がい者 本人 3 人・介護 1 人  
 戦傷病者本人 2 人・介護 2 人  
 特定疾患割引 本人 36 人・介護 20 人  
 運転免許自主返納者割引 1,629 人

利用料収入 2,991,750 円

平成 28 年度上半期(4 月～9 月) 計 (運行日数 123 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	973人	3,550人	28.9人	1,511台	2.3人
上部東エリア	825人	3,290人	26.7人	1,366台	2.4人
川東エリア	892人	2,333人	19.0人	1,048台	2.2人
	2,690人	9,173人	74.6人	3,925台	2.3人

※利用者内訳 大人 3,891 人、大人割引者 5,282 人・小人 0 人・無料乳幼児 0 人

割引内訳 障がい者割引 本人 2,440 人・介護 131 人

療育手帳 本人 17 人 精神障がい者 本人 5 人

特定疾患割引 本人 61 人・介護 40 人

運転免許自主返納者割引 2,588 人

利用料収入 3,266,000 円

平成 28 年度下半期(10 月～3 月) (運行日数 平日 120 日、土曜日 24 日)

※運行日数は 132 日で計算 (土曜日を半日換算)

エリア	末日登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	1,028人	3,506人	24.3人	1,518台	2.3人
上部東エリア	883人	3,713人	25.8人	1,520台	2.4人
川東エリア	952人	2,476人	17.2人	1,126台	2.2人
	2,863人	9,695人	67.3人	4,164台	2.3人

※利用者内訳 大人 4,232 人、大人割引者 5,463 人・小人 0 人・無料乳幼児 0 人

割引内訳 障がい者割引 本人 2,201 人・介護 159 人

精神障がい者 本人 3 人 被爆者健康手帳本人 1 人

特定疾患割引 本人 54 人・介護 23 人

運転免許自主返納者割引 3,022 人

利用料収入 3,481,750 円

平成 29 年度上半期(4 月～9 月) (運行日数 平日 124 日、土曜日 25 日)

※運行日数は 136.5 日で計算 (土曜日を半日換算)

エリア	末日登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	1,080人	3,883人	26.1人	1,593台	2.4人
上部東エリア	919人	4,250人	28.5人	1,653台	2.6人
川東エリア	986人	2,458人	16.5人	1,169台	2.1人
	2,985人	10,591人	71.1人	4,415台	2.4人

※利用者内訳 大人 4,057 人、大人割引者 6,534 人・小人 0 人・無料乳幼児 0 人

割引内訳 障がい者割引 本人 2,733 人・介護 185 人

精神障がい者 本人 8 人 戦傷病者 本人 1 人

特定疾患割引 本人 87 人・介護 31 人

運転免許自主返納者割引 3,489 人

利用料収入 3,662,000 円



※平成29年10月以降月別利用者数

平成29年10月（運行日数 平日21日 土曜日4日）

エリア	登録者数	利用者数	運行台数
上部西エリア	1,085人	586人	251台
上部東エリア	924人	647人	263台
川東エリア	992人	402人	190台
	3,001人	1,635人	704台

※利用者内訳 大人579人 小人0人 無料乳幼児0人  
 障がい者割引 本人416人・介護38人 精神障がい者 本人5人  
 特定疾患割引 本人8人 運転免許自主返納者割引 589人

利用料収入 553,500円

(平日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	1,085人	537人	25.6人	226台	2.4人
上部東エリア	924人	592人	28.2人	237台	2.5人
川東エリア	992人	367人	17.5人	173台	2.1人
	3,001人	1,496人	71.2人	636台	2.4人

(土曜日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	1,085人	49人	12.3人	25台	2.0人
上部東エリア	924人	55人	13.8人	26台	2.1人
川東エリア	992人	35人	8.8人	17台	2.1人
	3,001人	139人	34.8人	68台	2.0人

平成29年11月（運行日数 平日20日 土曜日4日）

エリア	登録者数	利用者数	運行台数
上部西エリア	1,089人	593人	263台
上部東エリア	928人	671人	258台
川東エリア	996人	389人	193台
	3,013人	1,653人	714台

※利用者内訳 大人583人 小人0人 無料乳幼児0人  
 障がい者割引 本人435人・介護31人 精神障がい者 本人1人  
 特定疾患割引 本人18人・介護6人 運転免許自主返納者割引 579人

利用料収入 559,000円

(平日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	1,089人	540人	27.0人	236台	2.3人
上部東エリア	928人	608人	30.4人	231台	2.6人
川東エリア	996人	356人	17.8人	171台	2.1人
	3,013人	1,504人	75.2人	638台	2.4人

(土曜日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	1,089人	53人	13.3人	27台	2.0人
上部東エリア	928人	63人	15.8人	27台	2.3人
川東エリア	996人	33人	8.3人	22台	1.5人
	3,013人	149人	37.3人	76台	2.0人

## 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

### 第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画及び離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

（中略）

- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

## 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価実施細目（抜粋）

### 1. 事業評価の目的

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価は、協議会が、生活交通確保維持改善計画（交付要綱の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画に代えることができる各種計画を含む。）に位置付けられた補助対象事業について、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的とする。

### 2. 評価項目

- (1) 地域公共交通確保維持事業（離島航路構造改革事業に係る調査事業を除く。）及び地域公共交通バリア解消促進等事業

地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業（以下「生活交通確保維持改善計画に基づく事業」という。）の評価については、運行系統、離島航（空）路、施設等の別ごとに、以下の評価項目について実施することを原則とするが、下記③について、生活交通確保維持改善計画において複数の運行系統、設備等を包括して目標・効果が記載されている場合は、事業の性質に応じ、当該複数運行系統、設備等を包括的に評価することができるものとする。

(中略)

#### ①前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況

過去に実施した類似事業又は先行事業の評価結果を反映させた場合は、その事業評価結果をどのように反映させたのかを明らかにすること。

#### ②事業実施の適切性

生活交通確保維持改善計画に基づく事業が適切に実施された（されている）か、評価を行うこと。計画どおり実施されなかった（されていない）場合には、理由等を明らかにすること。

#### ③生活交通確保維持改善計画における目標・効果の達成状況

生活交通確保維持改善計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成された（達成できる見込み）か、設定した目標ごとに分析を行うこと。目標・効果が達成できなかった（達成できない見込み）場合には、理由等を分析の上明らかにすること。

#### ④事業の今後の改善点

実施した事業について改善点があるかどうかを、事業の目的の達成状況を考慮した上で検証すること。

必要に応じて、上記の検証結果を踏まえて地域における今後の取り組みでの具体的な改善策（又は改善の方向性）を検討すること（改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く検討すること）。特に、地域公共交通確保維持事業においては、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映さ

せるか、方向性又は具体的な内容を検討すること。

併せて、より適切な目標設定について検討すること。

- (2) 計画策定に係る事業（離島航路構造改革事業に係る調査事業、地域公共交通調査事業（計画策定事業）及び地域公共交通再編推進事業（再編計画策定事業））事業が適切に実施され、計画策定につながるものとなっているか、調査結果を整理し評価する。適切に実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。
- さらに、生活交通確保維持改善計画等の計画策定に向けた方針も明らかにする。

### 3. 事業評価

#### (1) 自己評価（一次評価）の報告

実施要領6.（1）①に定める地方運輸局等への評価の報告については、別添1に掲げる様式に基づいて実施するものとする。

この場合において、地域公共交通確保維持事業（離島航路構造改革事業に係る調査事業を除く。）又は地域公共交通バリア解消促進等事業（利用環境改善促進等事業に限る。）に係る評価を実施している協議会にあつては、別添1－2に掲げる様式に基づいて、当該協議会が生活交通確保維持改善計画に掲げる地域の交通の目指す姿（利用環境改善促進等事業において生活交通確保維持改善計画に代えて生活交通改善事業計画を策定している場合にあつては、事業実施の目的・必要性。）を報告するものとする。ただし、当該報告は二次評価の実施対象とはしない。